明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六八）　一
〔省　令〕
○郵便法施行規則等の一部を改正する省令（総務九八）　二
○旅券法施行規則の一部を改正する省令（外務一八）　五
〔告　示〕
○地域再生計画を認定した件（内閣府三九一～四二〇）　一六
○地域再生計画の変更を認定した件（同四二一～四二三）　一九
○民間事業者による信書の送達に関する法律第四十七条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物を指定する件の一部を改正する件（総務四〇九）　二三
○一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款（同四一〇）　二六
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働四五六）　二九
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同四五七）　三三
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産二五七〇）　二六
○出願公表後に名称変更がなされた件（同二五七一）　二九
〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　二九
国家試験
通関士試験合格者（財務省）　三三
平成二十七年度弁理士試験合格者（工業所有権審議会）　三三
平成二十七年度建設機械施工技術検定合格者公告（国土交通省）　三四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、会社更生関係　四六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、型式適合認定関係　四六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　六〇
会社その他
会社決算公告　七〇

府令

○内閣府令第六十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二十一条の二及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十九条第一項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第二号ロ中「住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（当該譲受人等の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

（道路交通法施行規則の一部改正）

第二条　道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第八号中「住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「番号利用法整備法」という。）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第九十八条第二号ロの規定の適用については、番号利用法整備法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カード（氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。以下この項において同じ。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなす。

（道路交通法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3　第二条による改正後の道路交通法施行規則第十七条第二項第八号の規定の適用については、旧住民基本台帳法第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が番号利用法第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなす。